

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書の発行について

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、年末調整や確定申告の際に使用する、国民年金保険料の1年間の納付額を証明する書類です。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。また、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整等の申告書の提出の際には、保険料を支払ったことを証明する書類（本証明書又は領収証書）を添付することが義務付けられています。このため、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に、国民年金保険料を納付していただいた被保険者ご本人宛に送付いたしますのでご利用ください。

平成20年11月上旬に
送付された人
…
平成20年1月1日から
平成20年12月31日までに納付された人

平成21年2月上旬に
送付される人
…
平成20年10月1日から
平成21年3月31日までに納付された人

▼問い合わせ先＝

控除証明書専用ダイヤル（平成21年3月13日まで）

☎0570（070）117（平日午前9時～午後5時）

※一般電話・公衆電話から市内通話料金でご利用いただけます。

※IP電話及びPHSなど一部ご利用いただけない回線があります。

IP電話等の人は☎03（6748）8882へおかけください。

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

保険料の追納について

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額

	全額免除	半額免除
平成10年度の月分	16,590円	—
平成11年度の月分	15,950円	—
平成12年度の月分	15,320円	—
平成13年度の月分	14,740円	—
平成14年度の月分	14,180円	7,090円
平成15年度の月分	13,970円	6,980円
平成16年度の月分	13,770円	6,880円
平成17年度の月分	13,810円	6,910円
平成18年度の月分	13,860円	6,930円
平成19年度の月分	14,100円	7,050円

●保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

●このため、これらの期間は、10年以内（例えば、平成20年4月分は平成30年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。

●保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が

●なお、平成20年度中に追納する場合の上乗せされます。

●加算額を含めた具体的な追納額は、右の表のとおりとなります。

●保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、宇都宮西社会保険事務室又は上三川町役場保険課まで、お問合せください。

●問い合わせ先＝

☎保険課 国保年金係

☎☎9134

☎宇都宮西社会保険事務室

☎028（622）4222